資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月十二日（金）

○一般案件（抜粋）

一　ノルウェー王国首相イェンス・ストルテンベルグ閣下及び同令夫人の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

○国会提出案件

一　平成二十三年度公正取引委員会年次報告書について（決定）（公正取引委員会）

平成24年8月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、%）

項　目	8　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−8,670	−7,197	−8,481
（対前年同月比）	（2.2）	（477.4）	（—）
貿易収支	−6,445	−3,736	−6,903
（対前年同月比）	（−6.6）	（—）	（—）
輸出	48,444	51,184	51,133
（対前年同月比）	（−5.3）	（−7.4）	（4.2）
輸入	54,889	54,919	58,035
（対前年同月比）	（−5.4）	（1.9）	（22.5）
サービス収支	−2,225	−3,462	−1,578
所得収支	13,890	14,221	13,535
経常移転収支	−672	−770	−691
経常収支	4,547	6,254	4,363
（対前年同月比）	（4.2）	（−40.6）	（−63.3）
投資収支	−10,904	−6,727	31,628
直接投資	−6,849	−5,537	−5,123
証券投資	−3,847	15,688	31,619
（証券貸借取引を除く）	（−614）	（747）	（45,375）
金融派生商品	2,085	3,077	1,234
その他投資	−2,294	−19,954	3,899
（証券貸借取引を除く）	（−5,527）	（−5,015）	（−9,867）
その他資本収支	−567	−602	−38
資本収支	−11,472	−7,329	31,591
外貨準備増（−）減	1,758	−345	−39,958
誤差脱漏	5,166	1,419	4,004

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

平成24年4～6月中国際収支状況（確報）

財　務　省

（単位：億円、%）

項　目	4　月	5　月	6　月	4 ～ 6 月
貿易・サービス収支	−9,214	−9,426	−961	−19,601
（対前年同月〈期〉比）	（16.3）	（19.2）	（—）	（25.9）
貿易収支	−4,371	−8,049	1,122	−11,298
（対前年同月〈期〉比）	（6.1）	（4.4）	（−13.6）	（7.3）
輸出	54,228	50,661	54,258	159,147
（対前年同月〈期〉比）	（11.1）	（11.6）	（−1.5）	（6.6）
輸入	58,599	58,710	53,136	170,445
（対前年同月〈期〉比）	（10.7）	（10.5）	（−1.2）	（6.7）
サービス収支	−4,843	−1,377	−2,083	−8,303
所得収支	13,944	14,027	5,844	33,814
経常移転収支	−995	−1,180	−662	−2,836
経常収支	3,735	3,421	4,221	11,377
（対前年同月〈期〉比）	（−11.9）	（−40.4）	（−21.7）	（−26.0）
投資収支	−1,523	−9,010	−19,871	−30,404
直接投資	−8,847	−10,712	−13,262	−32,822
証券投資	86,109	−8,151	−27,028	50,930
（証券貸借取引を除く）	（45,724）	（−8,658）	（−8,478）	（28,588）
金融派生商品	−3,307	−570	272	−3,605
その他投資	−75,478	10,423	20,148	−44,907
（証券貸借取引を除く）	（−35,094）	（10,929）	（1,595）	（−22,569）
その他資本収支	60	−27	188	221
資本収支	−1,462	−9,037	−19,683	−30,183
外貨準備増（−）減	2,854	2,363	7,483	12,700
誤差脱漏	−5,126	3,253	7,979	6,105

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

地方公共事項

山口県

選挙

七月二十九日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

山本繁太郎（無所属）（男）

公　告

諸　事　項

観光施設財団

沖縄県八重山郡竹富町字竹富372番地**南星観光株式会社**の沖縄県八重山郡竹富町字竹富1955番地星のや竹富島についての観光施設財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年10月16日

那覇地方法務局石垣支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年10月15日から６か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年10月16日

大阪法務局長　河合　裕行

記

氏名　山本徳三郎

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第2394号

事務所の所在地　大阪府堺市堺区甲斐町西一丁１番28号

違反行為　代表取締役を務める株式会社が司法書士業務を行っているかのような外観作出等